



医療機関 様へ

診療情報提供書（利用連絡票）病後児保育用の記入にあたって

この診療情報提供書（様式第3号）は、神石高原町が実施する病後児保育事業において必要となる情報です。

この診療情報提供書の作成に伴う費用（文書料）の取扱いについては、お手数ですが、診療情報提供書の代金がかかるように、明細書（領収書）を発行してください。

病後児保育の利用当日または後日、保護者から診療情報提供書の代金について、補助金申請をしていただき、償還払いの手続きとなります。世帯の課税状況に応じて償還払いができない方もおられます。

※医療保険での請求はできません。

各医療機関で決められた文書料となります。

『病後児保育』とは、

保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、安心して子育てができる環境を整備するため、病気の回復期にある児童について一時的に預かり、保育及び看護を行う施設として、病後児保育施設を設置する。

（神石高原町病後児保育施設設置条例第1条）

保育施設を利用することができる者（以下「対象児童」という。）は、町内に住所を有する0歳から小学校6年生までの児童であって、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、町長が適当と認める者については、この限りでない。

- (1) 保育所、認定こども園に通所又は小学校に通学している児童
- (2) 病気の回復期にあり、集団保育や通学が困難である児童で、病後児保育事業の利用が可能であると医師が認める児童
- (3) 保護者が、病気、けが、勤務その他の事情により、家庭で保育を行うことが困難であること。

2 前項の規定にかかわらず、疾患の程度、アレルギー体質等により保育施設での受け入れが困難と認められる場合は対象としないことができる。

（神石高原町病後児保育施設設置条例施行規則第4条）